

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 ふくしま海洋科学館縄文の里改修に係る設計業務委託
委託業務の場所 いわき市小名浜字辰巳町50番地 ふくしま海洋科学館
委託料の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也
(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇円也)
委託期間 着 手 令和6年4月 1日
履行期限 令和6年8月31日

上記の委託業務について委託者 公益財団法人ふくしま海洋科学館 理事長 古川 健
を甲とし、受託者 〇〇〇〇 を乙として次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、甲が定める別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項で委託業務の実施に必要かつ軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(受託者の義務)

第2条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令を遵守し、法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、いかなる場合であっても業務の履行に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないように努めなければならない。

4 乙は、その従業員の労務管理及び安全衛生管理について十分な注意を払い、労災事故の防止に努めなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書等に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条の総括責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(総括責任者)

第5条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって管理をつかさどる総括責任者を置き、総括責任者の氏名を書面により甲に通知しなければならない。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び管理を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の額の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の権限のうちこれを総括責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該行使しようとする権限の内容を書面により甲に通知するものとする。

(委託業務内容の変更)

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができるものとし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(受託者の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅延なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して、成果品及び業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果品及び業務完了報告書を受領したときは、その日から14日以内に検査を行わなければならない。

3 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

4 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

5 前項の検査の結果、不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補

正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第9条第2項の規定による検査に合格した後でなければ、提出することができない。

(前金払)

第11条 乙は、業務委託料が50万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3.5以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3.5の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）から受領済みの前払金額を差し引いた額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4.5の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第15条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4.5の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第12条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第13条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

第14条 成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、当該部分について、甲乙協議して引渡しを受けることができる。

(前払金等の不払いに対する業務中止)

第15条 乙は、甲が第11条において準用される第10条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の延長及び遅延利息)

第16条 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後に完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第6条1項又は第7条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計

算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

- 5 第1項又は前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項又は前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中に業務の履行を継続できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 委託業務の履行に必要な有資格者を欠くに至ったとき。
- (4) 関係法令に違反し、業務の停止を命ぜられたとき。
- (5) 第3条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (7) 第3項又は第4項に規定する事由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、委託料の額の100分の5に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、委託業務の履行に関し安全管理上危険であると指摘したにもかかわらず、甲が必要な措置を怠り、委託業務の履行ができないと認められるときは、この契約を解除することができる。
- 5 前2項の場合、乙は、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。
(談合その他不正行為による解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第19条 乙は、第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第18条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第18条第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 甲は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(談合による損害賠償)

- 4 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 23 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 委託者 住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町 5 0
氏名 公益財団法人 ふくしま海洋科学館
理 事 長 古 川 健 印

乙 受託者 住所
氏名
印